完了検査手数料の考え方

省エネ基準への適合検査が必要な建築物(工場、倉庫等を除く。)の場合は、表1の手数料に表2の手数料を加算します。

表1	a:床面積の合計(㎡)			完了検査(基本額)	
衣!				中間検査なし	中間検査あり
完了検査 基本額		a ≦	100	15,910	15,910
	100	< a ≦	200	23,370	22,300
	200	< a ≦	500	35,070	34,020
	500	< a ≦	1,000	57,410	54,200
	1,000	< a ≦	2,000	78,740	74,500
	2,000	< a ≦	10,000	164,860	158,480
	10,000	< a ≦	50,000	281,750	274,330
	50,000	< a		480,880	475,580



表2	a:床	手数料			
20.2	戸建		4,800		
完了検査 加算額			a <	300	9,600
	共同	300	≦ a <	2,000	20,580
	住宅等	2,000	≦ a <	5,000	45,970
		5,000	≦ a		82,340
	非住宅 建築物 ※工場、倉庫 もしない		a <	300	9,600
		300	≦ a <	1,000	16,810
		1,000	≦ a <	2,000	27,440
		2,000	≦ a <	5,000	82,340
		5,000	≦ a <	10,000	130,370
		10,000	≦ a <	25,000	164,680
		25,000	≦a		205,850

※表1の床面積の考え方

- ・ 建築基準法施行令第2条第1項第三号に規定 する床面積
- ・新築、増築または改築する場合は、当該建築 に係る部分の床面積
- ・移転、大規模の修繕又は大規模の模様替をした場合は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一の面積について算定

※表2の床面積等の考え方

- 建築物省エネ法施行令第3条に規定する床面積
- ・新築、増築または改築する場合は、当該建築 に係る部分の床面積
- ・共同住宅等に共用部分がある場合で、エネル ギー消費量の算定に共用部分を含めていない 場合は当該共用部分の面積は床面積から除く
- ・共同住宅等とは、共同住宅、長屋その他の一 戸建ての住宅以外の住宅
- ・工場、倉庫等とは、工場、倉庫、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
- ・複合建築物の場合は、共同住宅等及び非住宅 建築物の面積に応じた手数料の合計額を加算 する

【基本額への加算要否判断フロー】

【省エネ適合義務及び検査対象かどうか】

確認申請時に省エネ基準への適合審査を行った建築物ですか

いいえ

はい

「検査項目が多いかどうか」

建築物の用途は工場・倉庫等※ですか

※工場・倉庫等とは、工場、倉庫、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

はい

はい

はい

ま1 (基本額)のみ

表1 (基本額) のみ

表1 (基本額) ・表2 (加算額)

【手数料の算定例】 ※下記の基本額は全て「中間検査なし」の場合を想定

1 表1(基本額)のみで算定

(1) 新築:省エネ基準適合義務対象外 又は 検査対象外



※母屋及び離れは新三号建築物(建築士による設計)のため 省工ネ検査対象外

車庫(20㎡)+母屋(130㎡)+離れ(70㎡)=220㎡ 手数料は 表1より 35,070円

(2)新築:工場・倉庫等



※工場・倉庫等は省エネ検査項目が少ないため加算しない 手数料は 表1より 78,740円

(3) 增築:省工ネ基準適合検査対象外



- ※増築後の建築物は新三号建築物(建築士による設計)のた 省工ネ検査対象外
- ※表1のみで算定 増築部分の70㎡が対象

手数料は 表1より 15,910円

(4) 大規模の修繕・模様替:省エネ基準適合義務対象外



※大規模の修繕・模様替は省エネ基準適合義務対象外 大規模の修繕・模様替に係る1/2の面積が対象 130㎡ ÷ 2 = 65㎡

手数料は 表1より 15,910円

2 表1(基本額)+表2(加算額)で算定

(1)新築:一戸建ての住宅



表1より 35.070円

※表2の一戸建ての住宅の加算額は面積によらず一律表2は一戸建ての住宅 4,800円(棟毎ではなく申請単位)手数料は 35.070円+4.800円=39.870円

表1より 35,070円

※表2は確認申請時の評価方法によらない

表2は一戸建ての住宅 4,800円

手数料は 35,070円+4,800円=39,870円

(2)新築:共同住宅等



表1は常温倉庫(100㎡) +共同住宅(2,100㎡) =2,200㎡が対象

表1より 164,860円

※表2について、確認申請時に共用部分を評価しなかった場合は当該面積を除く

表2は住戸部分(1,800㎡)のみが対象となり 20,580円 手数料は 164,860円+20,580円=185,440円



表1より 164,860円

※表2について、確認申請時に共用部分を評価した場合は当該面積を含む

表2は共同住宅全体(2,100㎡)が対象となり 45,970円 手数料は 164,860円+45,970円=210,830円

(3) 非住宅建築物



表1は常温倉庫(100㎡)+店舗(2,000㎡)=2,100㎡ 表1より 164,860円

表2について、店舗(2,000㎡)のみが対象 82,340円 手数料は 164,860円+82,340円=247,200円



表1は店舗(200㎡)+工場(3,000㎡)=3,200㎡ 表1より 164,860円

表2について、工場は省工ネ検査項目が少ないため加算しないため店舗(200㎡)のみが対象 9,600円 手数料は 164,860円+9,600円=174,460円

(4)新築:複合建築物



表1は事務所(100㎡)+住宅(70㎡)=170㎡ 表1より 23,370円

※併用住宅の住宅部分は表2の共同住宅等の手数料表2は 共同住宅等:住宅部分(70㎡) 96,00円

非住宅建築物:事務所(100㎡) 9,600円

手数料は 23,370円+9,600円+9,600円=42,570円



表1は店舗(200㎡)+共同住宅(2,100㎡)=2,300㎡ 表1より 164,860円

表2は 共同住宅等:共同住宅(2,100㎡) 45,970円 非住宅建築物:店舗(200㎡) 9,600円

手数料は 164,860円+45,970円+9,600円

=220,430円

(5) 增築



※増築後の建築物は新二号建築物のため省エネ検査対象 ※表1は増築部分の70㎡が対象

表1より 15,910円

表2は一戸建ての住宅 4,800円

手数料は 15,910円+4,800円=20,710円